

## 写友会 会則

平成22年1月15日 改定

- 第1条 (名称)  
本会の名称は「写友会」と称す。  
会員全員が60歳以上の者でシルバー人材センターの会員の為「シルバー写友会」とする。
- 第2条 (事務局)  
本会は、その時の「写友会会長の会長宅」に連絡本部を置く。
- 第3条 (会の目的)  
写真を趣味とする仲間が、お互いの写真以外の生活情報をも含めた情報を交換しつつ健康で常に前向きに老後の人生をたのしみに送る。
- 第4条 (会員資格・構成)  
1、シルバー人材センターの会員のみならず枚方市内に住所を置く60歳以上の者とする。  
2、会員でありながら3ヶ月以上、定例会および撮影会など連絡無く欠席の場合には退会とみなす。
- 第5条 (活動・行事)  
1、毎月第3土曜日の午後3時より定例会を行い、種々企画・検討決議を行う。  
2、年間不定期ではあるが、定例会で決めた撮影会を実行する。  
3、季節の風物を求め、年1回の日帰りバス、もしくは1泊撮影旅行を行う。  
4、年1回秋季に作品展（自己満足写真発表会）を実行する。
- 第6条 (役員・役員業務)  
1、本会に次の役員を置く。  
会長 1名 副会長 2名（内1名会計兼任）  
2、役員は会員の中から総会に於いて選任する。  
3、会長は写友会を代表し種々行事を総括する。  
4、副会長は会長の補佐として会長に事情があるときはその業務を代行する。  
5、役員の任期は役員相互の同意により再任は妨げないが原則1年とする。
- 第7条 (総会・定例会)  
1、会長・副会長は、毎年1回1月に総会開催時に、会計報告及び行事報告を行い会員の承認を得なければならない。  
2、原則として毎月第3土曜日に定例会を行う。
- 第8条 (会費)  
1、会費は月額1,000円とし前期1月から6月分6,000円 7月から

12月分6,000円を写友会会計に収める。

2、途中入会者は月割りして徴収する。

3、会費は写友会運営の種々経費に充当する。

(会員への連絡書面作成、連絡、報告、定例会及び総会等の費用)

4、途中退会があっても納入済みの会費は返却しないものとする。

5、会費は写友会全体の運営に必要なものであって、不参加、欠席したとの理由でも返却しないものとする。

#### 第9条

(保険・事故)

屋外活動(撮影会など)での万一の事故に対し「市民活動災害補償保険」に1年ごとの申請届出加入している。

但し、程度により全て保証できる物で無くあくまで自己責任と認識。

#### 第10

(その他)

1、撮影会の交通費・宿泊費・入園料・食事は全て自己負担とする。

2、忘年会・新年会は協議の上決める。

3、年間3回程度専門家による指導、評価を得てレベルアップを目指す。

4、万一問題、検討事項が起これば、定例会等で協議し解決する。

この会則は平成15年5月に作成し、その後部分的に付加、削除を行い平成22年5月にあらためたものである。

1月の総会にて会員の同意を得て実行する。